

第2号様式

平成25年度第3回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成26年2月24日(月) 10:00~12:00 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成25年8月1日から平成25年11月30日まで	
抽出案件	総件数 127件	(備考)
工 一 般 競 争	93件	
標 準 指 名 競 争	0件	
事 随 意 契 約	13件	
簡易公募型プロポーザル方式	1件	
業 一 般 競 争	8件	
簡易公募型競争	1件	
務 標 準 指 名 競 争	3件	
随 意 契 約	8件	
委員からの意見・質問 、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見具 申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 応札者が一者であった契約について</p> <p>エレベーター改修等の機械設備工事については、国交省においても一者入札の割合が高く、また、落札率も高い。このような状態は、エレベーター改修工事では明白なので、何らかの対策を検討すべきではないか。</p> <p>2 指名停止等の運用状況について</p> <p>指名停止期間を5か月と決定したものの、その後4か月に変更となっている事例があるが、詳細を説明していただきたい。</p> <p>逮捕後、起訴猶予となることはよくあることだと思うが、このような場合には必ず変更しているのか。</p> <p>情報を得ることができなかった場合に変更をしないのであれば、制度としていささか問題があるように思われる。</p> <p>異議申立制度があることをもって、全ての者に対して平等な取扱いができるとは思えないが、一方、事務手続上、やむを得ないと思料する。</p> <p>今後の事例等をみて、検討することとしたい。</p> <p>3 工事抽出案件について</p> <p>(1) 旭川刑務所新営（建築）第2期工事[一般競争入札]</p>	<p>本件については、現在、国交省が全省庁に対して調査を行っております。今後、国交省において、新たな方向性が示されると聞き及んでいるので、同方向性を勘案の上、当省も対応を検討します。</p> <p>本件事案については、当該業者の社員が逮捕されたことを当省が認知した事実をもって、5か月の指名停止を決定したのですが、その後、同社員が起訴猶予処分となったことが判明したため、4か月に変更したものです。</p> <p>逮捕後の状況の変化については、当省でその情報を得た場合に対応しています。</p> <p>指名停止を受けた者については、異議申立ができる制度がありますので、このような逮捕後の状況の変化を申し立てることにより平等な取扱いが担保できていると考えております。</p> <p>了解しました。</p>

<p>随契に移行する場合の内規のよ うなものはあるのか。</p> <p>本件が不落随契となった理由 は何か。</p> <p>不落随契に至るには個別の事 情があることを重々承知してい るが、引き続き減らす努力をお願 いしたい。</p> <p>(2) 国際法務総合センター（仮称）構 内整備第2期工事（第1回変更）[随意契約]</p> <p>UR都市再生機構から配布され た中間図面の誤りによって汚染土 壌の量が3倍となったことが変更 契約をせざるを得ない理由とい うことですが、同機構に責任を問 えないのか。</p> <p>4 業務抽出案件について</p> <p>(1) 小倉拘置支所実施設計業務[簡易 公募型プロポーザル]</p> <p>参加表明者の中に法務省発注の 業務の実績がない者がいた場合 には、技術提案書の提出者とし て少なくとも1者を選定すること になっているようですが、このよ うな参加者が最終的に採用され</p>	<p>あります。</p> <p>1点目は、工期の関係から再度入札を 行う期間の設定が困難であること、2点 目として、既存の拘置棟の耐震性能が著 しく低いため緊急に取り壊す必要がある こと、3点目として、保安上の問題から 既に完成している新未決棟の運用を開始 する前に仮設塀を設置する必要があるこ とが理由です。</p> <p>了解しました。</p> <p>当省は、UR都市再生機構に対し、ヒ アリング等を行うなどして詳細な事情を 聴取した上で、本件の責任を問わないと いう結論に至ったものです。</p> <p>なお、結果として当初の発注範囲と異 なってしまったことは事実ですが、除去 すべき汚染土壌の量が変わったのみであ り、発注内容そのものが変わったもので なく、当初契約が無駄になったものでは ありません。</p> <p>技術提案書の内容次第では採用となる可 能性はあります。</p>
---	--

<p>はあるのか。</p> <p>(2) 平成25年度東京拘置所旧庁舎構造計算業務[一般競争入札] 法務省で低価格入札調査を行う場合には、調査期間の期限を設定しているのか。</p> <p>本件では過去の業務実績などを考慮していないという理解でよろしいか。</p> <p>(3) 水戸少年鑑別所保護室・静穏室等設計業務[簡易公募型競争入札] 低入札価格調査を実施しているようだが、調査の期間がかなり短いのはなぜか。</p> <p>参加したのは、地元業者のみのようなのだが、公募に当たっては地域要件の設定はないのか。</p> <p>地元業者の参加のみになった理由としてどのようなことが考えられるのか。</p> <p>(4) 旭川刑務所新営第2期工事監理業務[標準指名競争入札] 辞退した業者も多いようだが、入札のために執行場所に赴くことがハードルになっているということはないか。</p> <p>(5) 平成25年度広島刑務所職業訓練棟B等工事实施設設計業務[随意契約]</p>	<p>設定しておりません。</p> <p>本件については、業務の性質上、過去の業務実績等を求める必要はないものです。</p> <p>予定価格が1,000万円以下なので、低入札価格調査の義務はないが、現地庁の判断として、品質証明書の提出をもって同調査を実施したという記録になっているものです。</p> <p>ありません。</p> <p>発注内容によるところが大きいのと思いますが、例えば、計画通知の提出先は当該施設を管轄する行政庁の建築主事に対して行わなければならないことなども理由の一つと考えられます。</p> <p>営業所等の拠点があり、指名を希望している業者から選定していることから、入札執行場所がハードルとなるとは考えておりません。</p>
---	---

特になし。	
-------	--